

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）
及び6に掲げる手術（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

院内掲示をする手術

・区分1に分類される手術		
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件
エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0件

・区分2に分類される手術		
ア	靭帯断裂形成手術等	0件
イ	水頭症手術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	0件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件

・区分3に分類される手術		
ア	上顎骨形成術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

・区分4に分類される手術		0件

・その他の区分に分類される手術		
	人工関節置換術	0件
	乳児外科施設基準対象手術	0件
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0件
	肝動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0件
	経皮的冠動脈形成術	0件
	急性心筋梗塞に対するもの	0件
	不安定狭心症に対するもの	0件
	その他のもの	0件
	経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
	経皮的冠動脈ステント留置術	0件